

速報!

国交大臣の交代、工期・事業費変更で、要請書を提出

1月14日、馬淵澄夫氏から大島章宏氏に国交大臣が交代しました。民主党政権になってから、ハッ場ダムを始めとする全国のダムの見直しを担当する大臣が3人も変わるのでは、「コンクリートから人へ」という課題の重要性を、民主党政権がわかっているのか、疑問がわいてきます。

その大臣交代の間隙を縫うように同日、ハッ場ダムの「関係地方公共団体からなる検討の場」第3回幹事会が開かれ、そこで関東地方整備局からハッ場ダム事業を継続する場合、工期をさらに3年延ばし(平成27年度から30年度)、事業費は増額(4600億円プラスアルファ)が必要になる、との見通しが公表されました。事業費試算結果を詳細に見ると、地滑り対策、堆砂対策、代替地補強などでさらに事業費がかさむ可能性があることがわかります。

これらを受けて、ハッ場ダムをストップさせる各都県の会はハッ場あしたの会と共に、以下の要請文を1月14日、大島新大臣に提出しました。

ハッ場ダムに関する政策についての要請

半世紀以上前に計画されたハッ場ダム事業は、政官財癒着のムダな公共事業として大きな批判を浴びてきました。2009年の総選挙において、民主党はハッ場ダム中止を選挙公約に掲げ、多くの国民の支持を得て政権を担当することとなりました。

ハッ場ダム事業には計画の杜撰さ、必要性の科学的根拠の希薄さ、災害誘発の危険性、ダム予定地域の破壊など多くの問題があり、それらの問題によるやくメスが入ることが期待されました。しかしその後、関連事業は見直されることなく続行し、ハッ場ダム中止に向けての取り組みは一切進んでいません。

ハッ場ダムの検証においては、ダムを推進してきた関東地方整備局が自ら検証検討主体となり、ダムに疑問を投げかけてきた有識者や関係住民は排除されてきています。

本日、開催されたハッ場ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場(第3回幹事会)では、「ハッ場ダム事業を検証終了後可能な限り速やかにダム本体工事の入札手続きを開始すれば、事業の完了時期は平成30年度末になる可能性」「事業費は現計画の4600億円から4600億円+ α 」との中間報告が示されました。

ハッ場ダム事業を推進した場合、工期の三度目の延長と事業費の再増額が避けられないことを明らかにしたものです。これらのことは政権交代後の中止方針がもたらしたのではなく、政権交代前から予想されていたことであり、ハッ場ダム計画そのものが破綻してきていることをあらためて示すものです。けれども、いまだにハッ場ダム事業の推進が画策されています。

自民党政権下と同様の官僚主導、流域住民排除のダム行政がまかり通っている状況は、他の先進諸国では考えられない非常識なことであり、民主党政権に対する多くの国民の期待を裏切るものです。住民軽視のダム行政の根本的な変革を求め、以下の要請をいたします。

1. ダム推進を主張する声ばかりに配慮するのではなく、ダムに疑問を抱く多くの流域住民の声に真摯に応えること。
2. ハッ場ダムの検証においては、官僚主導の検証のあり方を改め、公平で科学的な検証を実施すること。
3. 長年、ダム事業の犠牲となってきたダム予定地の地域再生、生活再建に一刻も早く取り組むこと。
4. ダム中止に伴う生活再建・地域再生のための法律を早急に整備すること。

なお先週は、これに先立ち以下の二つの要請書も同じ団体名で提出しています（詳細は八ッ場あしたの会のHP参照）。

1.11 国交省政務三役へ：基本高水再検証の有識者会議メンバー、再検証結果を踏まえて八ッ場ダムの治水面の検証を行うべきことについて。

1.13 関東地方整備局へ：学識経験者、関係住民等で構成される検証委員会を設置すること等について。

八ッ場ダム検証の道筋をねじ曲げようとする官僚との戦いは待たなし。あきらめることなく、政治への働きかけを今後も続けていきます。（深澤洋子）

新たに「八ッ場ダム事業の客観的・科学的で公正な検証と、ダム予定地再生のための法整備を求める請願署名」も開始しましたので、ぜひご協力をお願いいたします！



水需要の低迷にあがき苦しむ東京都水道局！

「景気が回復すると水需要が増加する」に固執

遠藤保男

東京都水道局は「現行の水需要予測（2003=H15 年度予測）は一日使用水量の実績値との誤差が5%の範囲なので、再予測の必要はない」としてきました（*）。その一方で実は同局が2005年度～2009年度にかけて毎年、「水道需要予測に関する調査研究」を委託していたことを都議会民主党の花輪ともふみ議員が突き止めました。花輪都議からそれらの報告を提供いただき、分析を試みしたので報告します。

*注：2009年度末の一日使用水量は420万m³/日、2003年度予測の2010年度予測値は457万m³/日なので、その差37万m³/日は457万m³/日の8.1%にあたり、水道局が言う誤差5%の枠を間違いなく大きく超えています。

2006、7、8年度の調査研究報告書は水需要予測の精度を高める手法を探ることを目的にしていました。生活用水・都市活動用水・工場用水という用途ごとに一括してそれらの需要予測を行なう従来の手法（重回帰分析）の改善の試みとして、節水意識や節水器具の普及、洗濯回数、入浴回数、シャワー回数など多くの要素を反映させる手法の検討が行なわれています。また、生活用水に関しては更に細かな水使用実態を把握したうえでさまざまなシナリオを想定して予測値を積み上げる原単位積み上げ方式の検討・改良が行なわれています。その結果、水需要が下降傾向をしめすケースも複数記載されていました（グラフ参照）。

しかし、2009年度の調査研究ではその内容が一転し、水需要の動向を経済指標のみで説明する手法を用い、経済指標の好転と共に生活用水・都市活動の水需要が増加するので一日の水使用量は増加する、と報告されています。

実に不思議な現象なので、これら一連の調査がどのような目的でなされたのかを知るために、嶋津暉之氏が情報公開手続きを踏んで、これらの調査委託を水道局が決定・発注した際の手続き書類を取り寄せました。なんと、H21年度の「水道需要予測に関する調査研究」を発注する書類には従前と異なった委託業務内容が記されています。そこには、

- 「水道需要との関連が強いと思われる二つの経済指標(都内総生産及び都民雇用者報酬)の最適な予測方法について、有識者の意見を聴取する。
 - 意見を聴取する有識者は2名以上とし、有識者の選定及び具体的な聴取日時や方法については、契業締結後に当局と受託者とで協議の上、決定する。
 - 水道需要の最適な予測方法について、有識者の意見を聴取する。
 - 有識者への具体的な聴取内容については、事前に当局において用意し、受託者と協議する予定。
- といった内容が記されています。

↑次ページへ

東京高裁における裁判の進行状況（報告）

東京弁護士 西島和

新政権の迷走（逆走?）により、八ッ場ダム中止の実現に暗雲がたちこめる中、弁護士は、東京高裁に対し、新たに得た専門家の意見書などを提出し、東京都が八ッ場ダムについて公金を支出することが「不合理とはいえない」とした東京地裁判決（定塚誠裁判長）のでたらめさを明らかにする作業をしています。

2010年12月17日の進行協議期日では、早稲田大学の田村達久教授（行政法）、立教大学の人見剛教授（行政法）に執筆いただいた意見書にもとづく主張を提出しました。

二つの意見書の共通のテーマは、「裁量審査」です。水道需要予測に関する判断について、東京都の判断権限には「幅」（裁量）が認められていますし、治水計画においてどのような目標を設定するか判断について、国交省には裁量が認められています。この裁量判断が、裁量の根拠となっている法令等に合致しているかどうかを審査するのが、裁判所の「裁量審査」であり、司法が行政官僚の独善、暴走を止めるための重要な審査です。

ところが、定塚誠裁判長は、「裁量審査」について、きわめてずさんな枠組みを設定し、「地下水は、将来にわたり削減する必要が生じないことが確実視されていないから、将来の保有水源に含めなくても不合理ではない」「利根川の治水基準点（八斗島）で毎秒 22,000 m³の洪水が流れるような河川整備のなされるのが皆無ではないから、毎秒 22,000 m³の洪水への対応を目標とする治水計画も不合理ではない」というでたらめな判断をしました。

そこで、行政法の専門家である田村教授、人見教授に、あるべき裁量審査の枠組みを示してもらいました。両教授の意見書は、八ッ場ダム訴訟のホームページに掲載されています。法律の専門用語が多く難解な部分もありますが、定塚判決の異常さがよくわかりますので、ぜひ一度お読みください。

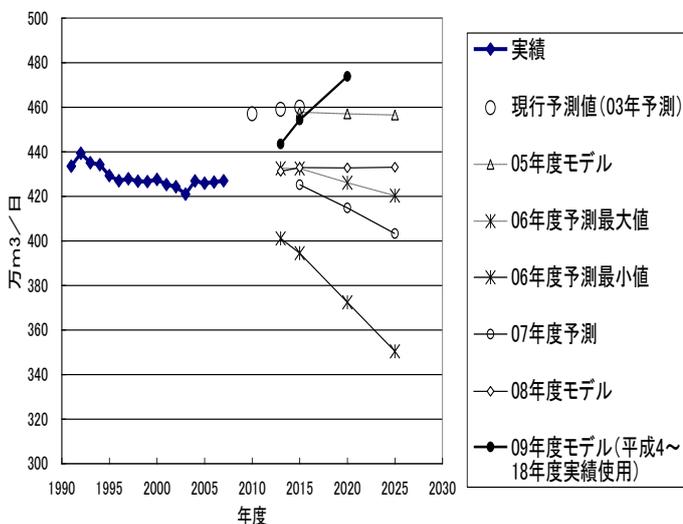
次回裁判は2011年4月27日午後4時です。次回裁判も進行協議手続で、傍聴できるのは控訴人だけですが、引き続きご注目、ご支援下さいますようお願いいたします。



これはもう、「景気回復と共に水需要は増加する」という答えが出来上がっていて、それに合うモデルを作成せよ、ということにほかなりません。景気が回復すれば水需要は増えるのでしょうか？ 購買意欲が進むことで、食器洗浄機や節水型洗濯機の普及、改築にともなう節水型トイレの導入、あるいはグルメ嗜好の外食依存や配達される飲用水の利用、さらにはスポーツセンター等でのシャワーや風呂の活用など、一人当たりの生活用水使用量が減少していくと見るのが妥当です。2009年度の手法はまさに、経年変化が似たものをつなぎ合わせただけで、構造的説明がまったくつかないので、「統計を用いて嘘をつく」の典型といえます。

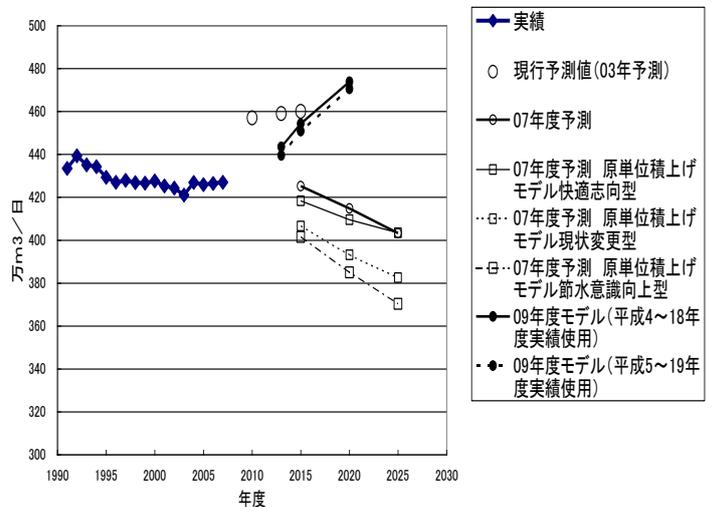
厚労省から補助金をもらうために近々実施せざるを得ない八ッ場ダム事業評価では、この 2009 年度の右肩上がり予測を以って「八ッ場ダムの水が必要だ」の根拠とするのでしょうか。事業評価委員会の委員各位に私たちはこのことを事前に説明し、事業評価委員会の委員各位が、専門家としての良心をもって、こんないんちきな予測調査を認めないよう要請していきましょう。もし、このような予測を「よし」とするのであれば、委員の罷免要求も考えなければなりません。

一日使用水量の実績と予測（用途別一括モデルによる）



一日使用水量の実績と予測

1: 07年度予測 用途別一括モデルと原単位積み上げモデル(シナリオ別)の違い
2: 09年度モデル 実績使用年度の取り方による影響



05年モデルから09年モデルまで、その結果を2つのグラフに示しました。左のグラフは様々な要因を一括した重回帰モデル、右は原単位積み上げモデルなどのグラフです。09年度モデルだけが特異な様相を示しています。09年度モデルは「今後の景気回復に伴って水需要が増大する」という都水道局の自説に沿ったグラフです。

「流域分割図」の情報公開請求訴訟も進めています

弁護士 大川 隆司

1. リーフレット「ハツ場ダムは要らない」の表紙に、利根川水系の「流域分割図」(八斗島より上流の部分)が掲載されています。これは1969年3月に関東地方建設局(現・整備局)が作成したもので、利根川の流域を支流ごとに23に分割した図面です。この図面に基づいて、流域ごとの降雨量(インプット)から河道への流出量(アウトプット)が算出されます。現在は同じ流域が54に分割されていますが、この「流域分割図」は公開されていません。

2. 「カスリーン台風と同じ降雨があると、八斗島地点では毎秒22000トンの水が流れる」という国交省の宣伝は、「この流域の降雨の半分は、土に浸みこむことなしに地表を流れ落ちる」(一時流出率=0.5)、「この流域の山は最大48mmまでの雨しか吸収しない」(飽和雨量=48mm)、という主張を根拠にしています。

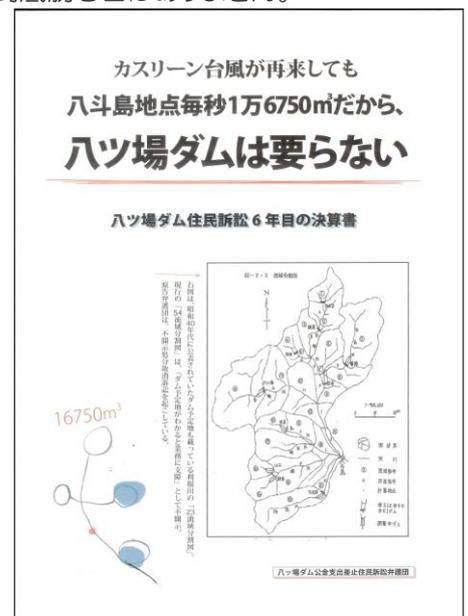
この主張は、有識者会議の鈴木雅一委員(東京大学大学院教授)も、「ハゲ山の裸地斜面よりも大きい出水」を意味すると驚くものですが、そのウソを暴き、国交省の息の根をとめるためには、54の流域ごとに「一時流出率」や「飽和雨量」の本当のデータをチェックする必要があります。

3. そのために私たちは昨年9月10日、東京地裁に、54分割による現在の流域分割図(およびそれに基づく「流出モデル図」)の情報公開訴訟を提起しました。

公開拒否の「理由」は、流域分割図には計画段階のダムの位置が記入されているから、「国民の誤解や憶測を招く」おそれがある、というものです。しかし、前述のとおり、公表された1969年版にも計画中のダムが記入されています。また、ダムサイト等に関する情報だからと言って非公開情報にはあたらないとする考え方は判例(大阪高裁1994.6.29、最高裁1995.4.27)によっても支持されています。従って、この訴訟で国側には到底勝ち目はありません。

4. 提訴を受けて国交省は、11月11日に開かれたハツ場ダム検討会の幹事会で、「流域分割図・流出モデル図の変更を行ったうえで公開する」という方針を決めました。「変更」というのは、もとの図に記入されている「計画中のダム」を消去するということです。こうすれば先の非公開処分は維持したまま、原告の要求を実質的に受け入れることができる、と考えたわけです。いかにもお役人らしい「解決」方法ですね。

次回(1月25日午後1時30分)の法廷(東京地裁705号)では、このように「変更」された「流域分割図」、「流出モデル図」が提出される筈です。情報公開訴訟は、その目的を達します。こうして獲得した「流域分割図」等は、本体の住民訴訟のために活用されることとなります。注目の法廷に、ぜひ傍聴においで下さい!



▲高橋弁護団長が基本高水 2,2000 トンの虚構を徹底的に解明したリーフレット。昨年末、全国会議員に配布。今後も順次、記者、1都5県議会議員等に配布予定。

各地の裁判日程

茨城	2月 1日 (火)	午後 3時 30分	東京高裁	第 10 民事部 (進行協議)
千葉	2月 2日 (水)	午後 4時 00分	東京高裁	第 22 民事部 (進行協議)
群馬	3月 11日 (金)	午後 2時 00分	東京高裁	第 11 民事部 (進行協議)
栃木	3月 24日 (木)	午後 1時 30分	宇都宮地裁	301号法廷 (判決)
東京	4月 27日 (水)	午後 4時 00分	東京高裁	第 5 民事部 (進行協議)



「住民訴訟6周年集会」報告

「あばかれた利根川洪水の神話」と題した八ッ場ダム住民訴訟6周年の集会在全水道会館で去る12月4日開催され、約140人の参加者で会場は満席となった。心に染み入るような松平晃さんのトランペット演奏の後、大川弁護士のあいさつで幕を開ける。

まず、拓殖大学の関良基先生が「八ッ場ダムより緑のダムー利根川に果たす森林の役割」という演題で講演された。「国交省が森林の保水機能を過小に評価する一方、降雨の流出量を過大に評価し、基本高水2万2000トンを出している」と指摘。「過大な基本高水を維持するための数字操作がある」のだから、「基本高水の問題そのものを再検討する必要がある」と述べ、「既往最大洪水を基準に治水対策を行うのが最も合理的」と語った。

嶋津さんは「ダム本体工事はストップしたものの、関連工事が従来どおり行われ、ダム予定地の凄まじい改変が進んでいる。但し、地質が脆弱であるため、工事は難航し、落石事故も頻発している」との現地報告に続き、八ッ場ダムの検証検討主体がダム事業者である関東地方整備局なのは不合理だと指摘し、客観的・科学的な検証結果を出させるために知恵と工夫のある行動をしようと呼びかけた。

高橋弁護団長は、宇都宮地裁を除いて5判決が出ているがいずれも住民敗訴で、現在東京地裁に控訴中である現状を踏まえた上で、「カスリーン台風が再来しても八斗島地点では毎秒1万6750トンしか流れない。八ッ場ダムは現況では不要であることを各裁判所は認めている。にもかかわらず行政計画をチェックしようしない裁判官は職責を放棄していると云わざるを得ない」と厳しく糾弾した。

サプライズで注目されたのは、東京新聞篠ヶ瀬祐司記者に「報道特別賞」を贈呈するプログラム。これまでも、とりわけ昨1年間、東京新聞から発信された八ッ場ダム関連の記事の反響はめざましいものだった。



市民連絡会の総意として感謝し、今後への期待を込めたささやかではあるが大切なセレモニーであった。

各都県の会からの報告に続き、最後に「河川官僚の巻き返して予断を許さぬ状況になっている」危機感を共有した上で、「全国の仲間とネットワークを組み、山場を迎えた八ッ場ダム阻止闘争にあらゆる努力を尽くすことをここに決意します」とする力強いアピールを採択して閉会した。(田中 清子)

←報道特別賞授与

シンポジウム

「八ッ場ダムはどうなるのか～明日のために必要なこと」

2010年11月21日(日)、東京大学弥生講堂で八ッ場あしたの会主催のシンポジウムが開催されました。まず現地の今の状況について報告があり、代替地をはじめ脆弱な地質の問題、住民の生活や複雑な気持ちなどが語られました。そして、一足先に中止に向けて動き出している川辺川ダムの動きを聞いて八ッ場の明日を考えようと、川辺川ダム・五木村の現状を聞きました。報告によると、ダムを中止するために必要な手続きは進んでおらず、中止後の現地の生活を再建していくための準備もできていないということでした。五木村以外の関係自治体や県もダム中止の結論を出しているのに、中止に向けた動きが具体化していないことは驚きで、国交省のやる気の見え方が見えます。今でも中止したくないと考えているようです。八ッ場の場合は、中止するための条件も整っておらず、宙ぶらりんが続けば地元の疲弊がさらに増します。シンポジウムの中では、現地の生活再建のために必要な法整備や支援プログラムについて提案がありました。川辺川ダムの報告をした寺嶋悠さんは「こんがらかったものを解きほぐしていけば変わってくる。問題の本質がわかって、地域と外との関係も変わってくる」と述べました。五木村は中止を受け入れていませんが、中止を念頭に反対運動団体との交流も始まっているそうです。そこに希望を見出し、八ッ場ダム中止と現地の生活再建に向けた活動の必要性をあらためて確認したシンポジウムでした。(苗村洋子)





書評 『国を破りて山河あり』 藤田 恵著

本書は、国や県を相手にまさに「アリとゾウの闘い」をやり貫き、巨大公共事業を中止に追い込み、故郷の山河を守りぬいた旧木頭村村長(藤田恵さん)の記録である。

徳島県では吉野川に次いで長い那賀川の最上流部に位置する木頭村に、細川内ダム計画がもち上がったのは1971年。人口わずか2000人の村を二分するダム計画に、絶対阻止の公約を掲げて村長に当選したのが93年4月。それから文字通り「ゾウに闘いを挑む」小さな村のリーダーとして、反対運動の先頭に立って突き進んだ藤田さん。ダム建設を前提とする県や利権に群がる地元政治家・土建業者との闘いが、県の枠を越えて国政レベルの政治判断を求める活動へ移行していったのは必然だった。やがてダムを拒否するただ一人の自治体首長として、その活動は全国的にも注目される存在となる。その必死の訴えは世論をまき込み、ムダな公共事業見直しの気運を創り出すさきがけとなった。

第一章「木頭村とダム反対30年史」、第二章「ダム計画撤回と村づくり」で、その経過はつぶさに証言されている。わけでも、ダム反対派を切りくずそうとする国や県のアメとムチを使いわけて繰り出す手法は、驚きの連続であり、行政のトップとして圧力をくぐり抜けた藤田さんの不屈の闘いに、かける言葉が見つからない。ダムに頼らない村づくり計画の実現さえ苦難の連続であった。

第三章「ダム闘争の過去と今を思う」では、ハツ場ダムについてもかなりの紙幅がさかれている。ダム事業の中止及び水没地の生活再建と地域再生策を求めている私達にとって学ぶべき指針が無数に示されている。それにしても、嶋津さんや遠藤さんをはじめとする「水源連」の存在の大きさに敬意を表したい。

阿波弁の独特な語り口で綴られた数えきれない歴史的証言は、今後の巨大公共事業をストップさせる運動にとってかけがえのない礎となるだろう。「国を破りて山河あり」の書名の意義をじっくりかみしめたい。(田中 清子)

☆☆ おしらせ ☆☆

<イベント>

◆アースデイ

日 時：2011年4月23日(土)～24日(日)
会 場：代々木公園

◆現地見学会

日 時：2011年5月15日(日) 午後
予定に入れておいて下さい。

<新刊・DVD 紹介>

★嶋津暉之さん、清澤(渡辺)洋子さん共著の決定版『ハツ場ダム 過去、現在、そして未来』が1月26日刊行されます。

(岩波書店、税込み2,310円)

★『社会的共通資本としての川』

宇沢弘文・大熊孝(編・著)、東京大学出版会

税込み5,040円

共著者：関良基、岡田幹治、嶋津暉之、宮本博司、他

★保坂のふとの現場レポート『ハツ場ダムはなぜ止まらないのか』[DVD-ROM]

ほんの木、2010.11.26 発売、2,100円

◇会費納入・カンパのお願い

私たちの活動は、みなさまの会費、カンパで支えられています。

今回、会員のみなさまには会費納入用の振替用紙を同封させていただきました。

ご協力をお願いします。

会費：1000円/年 振替：00120-8-629740

ハツ場ダムをストップさせる東京の会

第七回総会

2011年2月13日(日) 豊島区立生活産業プラザ (ECO としま) 地階

(豊島区東池袋1-20-15 電話：03-5992-7011) 池袋駅東口 徒歩5分

豊島公会堂南隣

14:00~15:00 総会

15:00~16:00 まさのあつこさん講演

「いずれ撤去するハツ場ダムを石原知事は何故いま欲しがるか」

知事会見で果敢に質問、ブログ・雑誌で絶え間なく発信、と大活躍のジャーナリストに、欧米でのダム撤去の流れから、石原発言の分析、問題解決の道筋までをお話しいたできます。

大勢の会員の皆さん、関心をお持ちの方のご参加をお待ちしています。

